

複写提供ワーキングチーム報告書

1 検討の経緯

平成 21 年 3 月 23 日の「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項」（以下「第一次合意事項」という。）では、3(4)で、デジタル化した資料の複写提供はプリントアウトのみに限定することとした上で、「なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複写提供については、権利者の利益を損なうことがないよう、実施方法について協議を継続する。」こととしている。

平成 21 年度の「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」では、第一次合意事項において継続協議とされた事項等の検討を行っているが、このうち、視覚的作品及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複写提供については、関係者が限定されるものであるため、複写提供ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設けて検討を行うこととした。

2 検討の対象

ワーキングチームでは、第一次合意事項 3(4)に従い、視覚的作品及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複写提供について、権利者の利益を損なうことがないような実施方法を検討した。この範囲を検討対象としたのは、技術の進歩によってデジタル画像からの複写物の画質が向上していることにより、画像そのものに価値のある視覚的作品及び楽譜の複写物が権利者の利益を損なう方法で利用されるおそれが増したと考えられるためである。

特に、権利者の利益を損なう可能性のある場合として、利用者に提供された複写物がさらに無断で複製、送信等により利用される場合が想定された。著作権者に無断で複写物を複製し、又は送信することは、基本的に著作権侵害となり、その責任は複製、送信等を行った利用者自身が負うこととなる。ワーキングチームでは、このような無断利用については、保存のためのデジタル化を行い、複写物を提供する国立国会図書館においても、そのような利用を行わないように注意喚起し、また、そのような利用を抑止する手段を可能な範囲で採用する必要があるとの考え方が合意された。

なお、ワーキングチームの検討の中では、著作権法第 31 条第 1 項第 1 号に定める著作物の一部分の判断、利用者が複数回に分けて複写を申し込むことにより全文を入手するおそれ等図書館における複写全般に及ぶ課題についてもいくつか意見が出されたが、このような課題は、既に別の場で協議されているものであり、課題があることは認識するものの、ワーキングチームの検討対象とはしないこととした。

3 不正な二次利用の抑止

ワーキングチームでは、複写物の不正な二次利用を抑止するための具体的な方策として、主に、複製の際に一定の文様や文字が浮かび上がるようにする方法である特殊印刷又は複写牽制文字の印字について検討した。この方法は、利用者に提供される複写物（以下「一次複写物」という。）が地紋のある紙に出力されるか、又は背景に地紋が刷り込まれ、二次利用された場合には、地紋が一定の文様や文字となって浮かび上がるものである。

二次利用された場合に、一定の文様又は文字がくっきりと浮かび上がるようにするためには、地紋を濃くする必要がある。この場合には、利用者が正当に入手した一次複写物の利用まで妨げるおそれがある。

一方、一次複写物の正当な利用を保障するためには、地紋を薄くする必要があるが、この場合には、二次利用された場合にも、予定された文様又は文字の浮き出しが見えにくくなる可能性がある。特に、視覚的作品の複写物の場合には、地紋と画像が重なるため、画像によっては、二次利用しても文様や文字の浮き出しが明瞭には認識されず、予定された効果が発揮できないことも考えられる。

以上のとおり、一次複写物の正当な利用の保障と不正な二次利用のより有効な抑止の両立が困難となる場合も想定されるが、抑止技術の採用自体に不正な二次利用を行わないように利用者に注意喚起する効果があることを考慮して、抑止技術の採用に当たっては、利用者に抑止措置の存在を認識させ、かつ、一次複写物の正当な利用を保障すべきことが合意された。

4 検討の結果

今回の検討では、次の点について合意があった。

- (1) 視覚的作品及び楽譜に関しては、デジタル化に伴い、複写物の二次利用があった場合に権利者の損失が大きくなるおそれがあるため、国立国会図書館には、複写物の二次利用を防ぐための措置を可能な範囲で採ることが求められること。
- (2) 不正な二次利用を防ぐための措置としては、特殊印刷又は複写牽制文字の技術の採用が考えられること。
- (3) 特殊印刷又は複写牽制文字の技術の採用に当たっては、利用者への注意喚起を目的として抑止措置の存在を認識させ、かつ、複写物の正当な利用を損なわないように配慮すること。

なお、国立国会図書館は、特殊印刷又は複写牽制文字技術の採用について、以上の合意点に沿って、抑止効果、複写物の品質、コスト、著作物が本来の形で利用されることに関する著作者の利益等を総合的に勘案して検討の上、決定するものとする。